

## 「9月入学・新学期制」導入の議論を急ぐ必要は無い

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大がなお懸念される状況下、政党や政治家等から入学と新学期を9月へ移行すべきとの提案・発言がなされ、2021年秋の実施へ向け急速に進む可能性がある。

しかしながら、「9月入学・新学期制」の導入は容易ではない。制度を変えるには、就学年齢を定める学校教育法第17条をはじめ関連する多数の法令を改正する必要がある。

コロナ禍の中で今、政府が優先的に検討し実行すべきは、特措法による緊急事態宣言下、休業をやむなくされて収入減少に苦しむ保護者や学生の生活を支えることである。さらに、長期に亘り対面式授業を受けられず、図書館等の附属施設利用が制限されている児童・生徒・学生の教育環境を可能な限り整備すると共に、「三密」解消等の安全な環境下で早期の学校生活再開に向けて協議し、市民の生存権、教育を受ける権利の保障に、挙げて労力、知力、財源を注ぐことである。

「9月入学・新学期制」導入に関しては、十分な時間をかけた冷静な検討が必要であり、拙速な決定を避けることを強く訴える。